

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 4 号

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則（平成25年
川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改め、
同条第1項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に、「第6
号」を「第5号」に改め、第1号から第6号までを削り、同項第7号中「によ
る大学、短期大学」を「（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を
除く。以下同じ。）、短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以
下同じ。）」に、「学科目」を「課程」に、「者（同法による）」を「者（」に
改め、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- （2）外国の学校において、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校
、高等学校又は中等教育学校において土木工学科若しくは土木科又はこれ
らに相当する課程を修得する程度と同等以上に修得した後、大学において
修得する程度と同等以上に修得した者については3年以上、短期大学又は
高等専門学校において修得する程度と同等以上に修得した者については5
年以上、高等学校又は中等教育学校において修得する程度と同等以上に修
得した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者

第2条第1項第8号中「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を
「課程を」に改め、同号を同項第3号とし、同項第9号中「学科目」を「課程
」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第10号を第5号とし、同号の次に
次の2号を加える。

- （6）技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試
験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水

道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
第2条第2項を次のように改める。

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号及び第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第3号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第6号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第7号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。